

令和7年度簡裁訴訟代理等能力認定考查に係る認定証書の交付について

令和7年12月10日（水曜日）午後4時に、法務大臣が簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者（認定者）を発表します。

つきましては、東京司法書士会に認定考查申請書を提出し、かつ、法務大臣の認定を受けた者につき、下記1又は2の方法により、認定証書を受領願います。

記

1 対面による認定証書の受領方法

(1) 日時・場所

- ① 令和7年12月10日（水）午後4時から午後5時まで
東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎
地下1階 共用C会議室

- ② 令和7年12月12日（金）午前9時から午後5時まで
東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎
地下1階 共用C会議室

(2) 持参するもの

ア 司法書士会会員証

※ 司法書士会に未登録の方は、氏名、生年月日及び住所が確認できるもの
(マイナンバーカード、運転免許証等)

イ 受験番号が確認できる書類（受験票、本事務連絡等）

ウ 登録免許税納付書（別紙様式に必要事項を記載した上で、登録免許税として5,000円分の収入印紙を貼付したもの）

エ 印鑑（認印可）

(3) 注意事項

代理人による受領は一切認めません。

2 郵送による認定証書の受領方法

(1) 期限

令和7年12月19日（金）まで（消印有効）

(2) 送付するもの

ア 司法書士会会員証の写し

※ 司法書士会に未登録の方は、氏名、生年月日及び住所が確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）の写し

イ 受験番号が確認できる書類（受験票、本事務連絡等）の写し

ウ 登録免許税納付書（別紙様式に必要事項を記載した上で、登録免許税として5,000円分の収入印紙を貼付したもの）

エ 返信用レターパックプラス（宛先を記載したもの）又は返信用角形2号封筒（宛先を記載し、配達証明に必要な郵便切手1,010円分を貼付したもの）

※ 認定証書の返信用封筒と、考查の成績通知のための返信用封筒を兼ねることはできません。

(3) 宛先

下記のとおり。

3 その他

各地方法務局管轄内の単位会に提出された者の認定証書受領方法については、単位会を管轄する地方法務局にお問合せ願います。

〒102-8225

東京都千代田区九段南一丁目1番15号
九段第2合同庁舎

東京法務局 民事行政部 総務課 第二係

TEL：03-5213-1323